

サービスの種類



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

●利用者の負担は、原則としてサービス費用の1割、2割、または3割(P23参照)です。サービスによっては居住費等や食費、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容によるさまざまな加算があります。

●…在宅サービス P13~18 ◆…施設サービス P22 ★…地域密着型サービス P19~21

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは?

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは?

寝たきりでも自宅で入浴したいときは?

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは?

家族の介護の手を休ませたいときなどは?

夜間に介護をしてほしいときは?

有料老人ホームなどでサービスを受けたいときは?

家庭での介護環境を整えたいときは?

介護保険が適用される施設へ入所したいときは?

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは?

認知症に対応したサービスを受けたいときは?

こんなサービスがあります!

●訪問介護／訪問型サービス P13
●訪問入浴介護 P14
★夜間対応型訪問介護 P19

●訪問リハビリテーション P14
●訪問看護 P14
●居宅療養管理指導 P14

●訪問入浴介護 P14

●通所介護／通所型サービス P15
●通所リハビリテーション P15
★地域密着型通所介護 P19
★認知症対応型通所介護 P19

●通所介護／通所型サービス P15
●通所リハビリテーション P15
●短期入所生活介護 P16
●短期入所療養介護 P16
★地域密着型通所介護 P19
★認知症対応型通所介護 P19

★夜間対応型訪問介護 P19
★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P19

●特定施設入居者生活介護 P16
★地域密着型特定施設入居者生活介護 P21

●福祉用具貸与 P17
●福祉用具購入費の支給 P17
●住宅改修費の支給 P18

◆介護老人福祉施設 P22
◆介護老人保健施設 P22
◆介護療養型医療施設 P22
◆介護医療院 P22
★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P21

★小規模多機能型居宅介護 P20
★看護小規模多機能型居宅介護 P20

★認知症対応型共同生活介護 P21
★認知症対応型通所介護 P19

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けられます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1～5の人 訪問介護

内容	利用時間など	利用者負担額（1割額）
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	430円
生活援助が中心※1	45分以上の場合	244円
通院時の乗車・降車等介助※2	1回につき	108円

※1 利用者が単身、家族が障がい・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に利用できます。
 ※2 通院時の乗車・降車等介助とは、要介護1～5の利用者に対して、通院等のために訪問介護員等（ヘルパー）が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前降車後の屋内での移動等の介助、または、通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行うことです。

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人 事業対象者 P27へ➡

ホームヘルパーや藤沢市の実施する研修を修了した人などが訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

訪問介護による外出介助の範囲

適切

利用者の日常生活上必要性が認められる援助

- 例 ●通院 ●日用品の買い物
 ●通所介護事業所や介護保険施設の見学
 ●官公署への届出

不適切

利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの

- 例 ●ドライブ ●カラオケ
 ●パチンコ ●冠婚葬祭
 ●お祭りなど地域の行事への参加

●介護保険のホームヘルパーは本人の日常生活を援助しますので、次のような行為は介護保険でのホームヘルプサービスには該当しません。

直接本人の援助に該当しない行為の例

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 ●主に利用者が使用する居室等以外の掃除
 ●来客の応接（お茶、食事の手配等） ●自家用車の洗車・清掃など

日常的に行われる家事の範囲を超える行為の例

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 ●大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 ●室内外家屋の修理、ペンキ塗り ●植木の剪定等の園芸

日常生活の援助に該当しない行為の例

- 草むしり ●花木の水やり ●犬の散歩等ペットの世話など ●正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理など

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居室を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

1回につき	要介護度	利用者負担額（1割額）
	要支援1・2	924円
	要介護1～5	1,366円

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居室を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。



要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担額（1割額） （訪問看護ステーションから訪問の場合）	利用者負担額（1割額） （病院・診療所から訪問の場合）
	20分未満の場合	328円
30分未満の場合	488円	413円

要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担額（1割額） （訪問看護ステーションから訪問の場合）	利用者負担額（1割額） （病院・診療所から訪問の場合）
	20分未満の場合	340円
30分未満の場合	510円	432円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

通院が困難な人が、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の訪問による生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けられます。



要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

1回（20分以上）につき	利用者負担額（1割額）
	328円

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な人の居室を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	利用者負担額（1割額） （1回につき）
医師が行う場合	1か月に2回	514円
歯科医師が行う場合	1か月に2回	516円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	565円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	517円
管理栄養士が行う場合 （居宅療養管理指導事業所の管理栄養士の場合）	1か月に2回	544円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	361円

● 通所して利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、食事の提供・入浴などの日常生活上の介護を日帰りで行われます。



要介護1~5の人 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担額 (1割額)
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む) (1回につき)	要介護1	691円
	要介護2	815円
	要介護3	945円
	要介護4	1,073円
	要介護5	1,204円

通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人

事業対象者

P27へ

デイサービス事業所などで、食事や入浴などの日常生活上の支援などを行います。

通所リハビリテーション (デイケア)

心身機能の維持・向上のために医師が必要と認める場合、介護老人保健施設や病院、診療所等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションや食事の提供などの日常生活上の介護を受けられます。



要支援1・2の人

介護予防通所リハビリテーション

〈共通のサービス〉

内容	要介護度	利用者負担額 (1割額)
1か月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	2,189円
	要支援2	4,263円

介護予防通所リハビリテーションでは共通のサービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などの選択的サービスを利用できます。

要介護1~5の人

通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内容	要介護度	利用者負担額 (1割額)
7時間以上8時間未満の場合 (送迎を含む) (1回につき)	要介護1	807円
	要介護2	957円
	要介護3	1,108円
	要介護4	1,286円
	要介護5	1,460円

● 短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の人

短期入所生活介護

〈介護老人福祉施設 [併設型・多床室] を利用の場合〉

	要介護度	利用者負担額 (1割額)
	1日につき	要支援1
要支援2		592円
要介護1		636円
要介護2		709円
要介護3		786円
要介護4		860円
要介護5		932円

※食費・滞在費・日常生活費等は自己負担 (実費)

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人

介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の人

短期入所療養介護

〈介護老人保健施設 [多床室] を利用の場合〉

	要介護度	利用者負担額 (1割額)
	1日につき	要支援1
要支援2		810円
要介護1		872円
要介護2		924円
要介護3		990円
	要介護4	1,045円
	要介護5	1,102円

※食費・滞在費・日常生活費等は自己負担 (実費)

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用するには、次の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分以上を超えないことをめやすとしています。

● 有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人

介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人

特定施設入居者生活介護

	要介護度	利用者負担額 (1割額)
	1日につき	要支援1
要支援2		328円
要介護1		567円
要介護2		637円
要介護3		711円
	要介護4	778円
	要介護5	851円

※食費・家賃相当額・日常生活費等は自己負担 (実費)

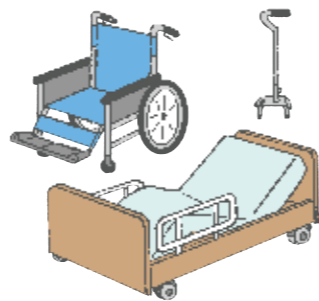
住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。



要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具貸与

要介護 1～5 の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をとみなさないもの）	●	●	●
スロープ（工事をとみなさないもの）	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

- 利用できます
- ▲ 一部利用できます
※尿のみを吸引するものは利用できます。
- × 原則として利用できません
※ただし、身体的状況等によっては、利用できる場合がありますので、担当のケアマネジャー等にご相談ください。

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

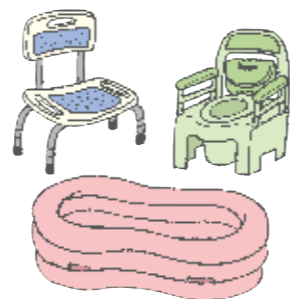
利用者負担額のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割または3割を負担します。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

福祉用具購入費の支給 **申請が必要です**

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、年間10万円を上限に購入費の一部が支給されます。



要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具購入費支給

要介護 1～5 の人 福祉用具購入費支給

- 対象となる福祉用具
- 腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排泄予測支援機器

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

- 購入費の限度額は、同年度（4月～3月）で10万円（支給の上限は1割負担の場合9万円）です。
- 支給方法は「償還払い」です。
 - 「償還払い」は、利用者がいったん費用の全額を支払い、後日申請して保険給付分（7割、8割または9割）の支払いを受けます。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費の支給 **事前の申請が必要です**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円の改修費を上限にその一部が住宅改修費として支給されます。

要支援 1・2 の人 介護予防住宅改修費支給

要介護 1～5 の人 住宅改修費支給



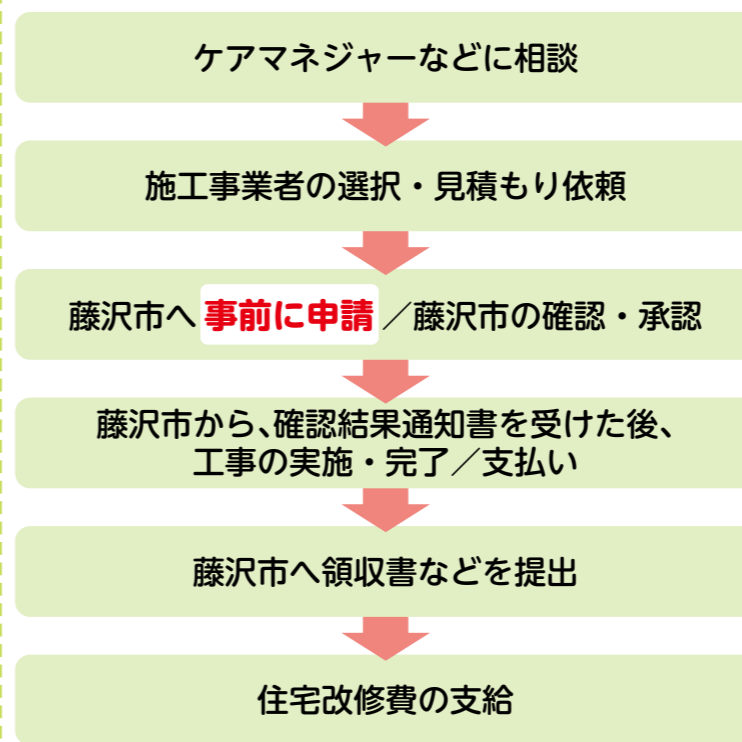
住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
 - 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 引き戸などへの扉の取り替え
 - 洋式便器などへの便器の取り替え
- ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

- 改修費の限度額は、20万円（支給の上限は1割負担の場合18万円）です。
- 転居した場合や「介護の必要の程度*」が3段階以上上がった場合は再度20万円まで利用できます。（※要支援2と要介護1は同じ段階とみなします。）
- 支給方法は「償還払い」と「受領委任払い」があります。
 - 「償還払い」は、利用者がいったん費用の全額を支払い、後日申請して保険給付分（7割、8割または9割）の支払いを受けます。
 - 「受領委任払い」は、利用者負担分（1割、2割または3割）のみを施工業者に支払い、残りは藤沢市から施工業者に直接支払います。なお、「受領委任払い」は、事前に藤沢市へ登録した施工業者が行う改修が対象です。

利用手続きの流れ



事前申請に必要な書類

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
 - 見積書
 - 住宅改修を必要とする理由書（ケアマネジャーなどに作成を依頼します）
 - 工事前の写真
 - 必要書類のチェックリスト（支給申請用）
 - 藤沢市介護保険住宅改修点検同意書（不同意書）
- ※住宅所有者の承諾書（所有者が本人以外の場合のみ必要）
※受領委任通知書（受領委任払いの場合のみ必要）

事後申請に必要な書類

- 住宅改修完了届
 - 領収証
 - 工事後の写真
 - 確認結果通知書
 - 必要書類チェックリスト（完了届用）
- ※請求額証明書（受領委任払いの場合のみ必要）

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下の小規模なデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、食事の提供・入浴などの日常生活上の介護を日帰りで受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型通所介護

内容	要介護度	利用者負担額 (1割額)
7時間以上 8時間未満 の場合 (送迎を含む) (1回につき)	要介護1	791円
	要介護2	935円
	要介護3	1,084円
	要介護4	1,231円
	要介護5	1,379円

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携し、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行ってくれます。

要介護1～5の人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(一休型(訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供)を利用する場合)

	要介護度	利用者負担額(1割額)	利用者負担額(1割額)
		(訪問看護を利用しない場合)	(訪問看護を利用する場合)
1か月に つき	要介護1	6,176円	9,011円
	要介護2	11,023円	14,076円
	要介護3	18,302円	21,486円
	要介護4	23,151円	26,487円
	要介護5	27,999円	32,088円

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象としたデイサービス事業所へ通い、機能訓練や食事の提供・入浴などの日常生活上の介護を日帰りで受けられます。

要支援1・2の人 介護予防認知症対応型通所介護

要介護1～5の人 認知症対応型通所介護

(単独型を利用する場合)

内容	要介護度	利用者負担額 (1割額)
7時間以上 8時間未満 の場合 (送迎を含む) (1回につき)	要支援1	916円
	要支援2	1,023円
	要介護1	1,058円
	要介護2	1,173円
	要介護3	1,288円
	要介護4	1,403円
	要介護5	1,518円

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間、ホームヘルパーによる定期的な訪問や、通報に応じて調整・対応してくれるオペレーションサービス、随時の訪問を受けられます。



要介護1～5の人 夜間対応型訪問介護

(オペレーションセンターを設置している場合)

内容	利用者負担額 (1割額)
オペレーションサービス	1,112円/月
定期巡回サービス	419円/回
随時訪問サービス	638円/回

●通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

利用料は、1か月の定額料金(別途宿泊費等がかかります。)で、利用できる事業所は1事業所のみです。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。

要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人 小規模多機能型居宅介護

(同一建物に居住する人以外の方が利用する場合)

1か月に つき	要介護度	利用者負担額 (1割額)
	要支援1	3,665円
要支援2	7,407円	
要介護1	11,111円	
要介護2	16,329円	
要介護3	23,754円	
要介護4	26,217円	
要介護5	28,907円	

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。
※食費・宿泊費・日常生活費等は自己負担(実費)



このサービスを利用している間は、以下のサービスは利用できません。

- 訪問介護・訪問型サービス
- 訪問入浴介護
- 通所介護・通所型サービス
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス

●複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

利用料は、1か月の定額料金(別途宿泊費等がかかります。)で、利用できる事業所は1事業所のみです。また、ケアプランについては、事業所に所属しているケアマネジャーが作成します。

要介護1～5の人 看護小規模多機能型居宅介護

(同一建物に居住する人以外の方が利用する場合)

1か月に つき	要介護度	利用者負担額 (1割額)
	要介護1	13,259円
要介護2	18,552円	
要介護3	26,079円	
要介護4	29,579円	
要介護5	33,458円	

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。
※食費・宿泊費・日常生活費等は自己負担(実費)

このサービスを利用している間は、以下のサービスは利用できません。

- 訪問介護
- 訪問看護
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- その他の地域密着型サービス

● 認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



〈2ユニット以上の場合〉

	要介護度	利用者負担額 (1割額)
1日につき	要支援2	789円
	要介護1	793円
	要介護2	830円
	要介護3	855円
	要介護4	872円
	要介護5	890円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。
※食費・家賃相当額・日常生活費等は自己負担 (実費)

要支援2の人

介護予防認知症対応型共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5の人

認知症対応型共同生活介護

● 小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1~5の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈従来型個室とユニット型個室を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担額 (1割額)	
		従来型個室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日につき	要介護1*	614円	697円
	要介護2*	687円	770円
	要介護3	761円	847円
	要介護4	835円	922円
	要介護5	907円	993円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。
※食費・居住費・日常生活費等は自己負担 (実費)

● 小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど) のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1~5の人

地域密着型特定施設入居者生活介護

	要介護度	利用者負担額 (1割額)
1日につき	要介護1	572円
	要介護2	642円
	要介護3	716円
	要介護4	785円
	要介護5	857円

※食費・家賃相当額・日常生活費等は自己負担 (実費)

施設サービス

● 生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や機能訓練、健康管理などを受けます。



要介護1~5の人

介護老人福祉施設

利用者負担額 (1割額) (1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	604円	604円	688円
要介護2	676円	676円	759円
要介護3	751円	751円	836円
要介護4	823円	823円	909円
要介護5	893円	893円	980円

※食費・居住費・日常生活費等は自己負担 (実費)

● 長期的な療養が必要な人が入所する施設

介護療養型医療施設 (療養病床等)

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を受けます。

要介護1~5の人

介護療養型医療施設

利用者負担額 (1割額) (1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	625円	723円	745円
要介護2	722円	824円	845円
要介護3	937円	1,035円	1,057円
要介護4	1,027円	1,128円	1,149円
要介護5	1,109円	1,208円	1,229円

※食費・居住費・日常生活費等は自己負担 (実費)

● 在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションに重点をおいた介護を受けます。



要介護1~5の人

介護老人保健施設

利用者負担額 (1割額) (1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	831円	839円
要介護2	800円	882円	887円
要介護3	866円	947円	952円
要介護4	922円	1,001円	1,008円
要介護5	975円	1,058円	1,064円

※食費・居住費・日常生活費等は自己負担 (実費)

● 長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

医療の必要な要介護者の人の長期療養・生活施設です。主として長期にわたり療養が必要な人に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。



要介護1~5の人

介護医療院

利用者負担額 (1割額) (1日につき)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	870円	888円
要介護2	869円	985円	1,003円
要介護3	1,118円	1,235円	1,253円
要介護4	1,224円	1,340円	1,358円
要介護5	1,319円	1,436円	1,454円

※食費・居住費・日常生活費等は自己負担 (実費)

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割を支払います。サービスによっては居住費等や食費、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容によるさまざまな加算があります。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割です。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額*1が220万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人（本人含む）の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	上記「3割」の対象とならない人で①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額*1が160万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人（本人含む）の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者、市町村民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 本人の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。（控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得を0円とします。）また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
 ※2 その他の合計所得金額とは、地方税法上に規定される合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得と租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。給与所得があり、所得金額調整控除を受けていない場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。（控除後の金額が0円を下回る場合は、給与所得を0円とします。）

在宅サービスを利用できる上限額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

在宅サービス等の区分支給限度額のめやす

要介護状態区分	区分支給限度額	サービス利用にかかる費用（10割額）
事業対象・要支援1	5,032単位	50,320円～54,546円
要支援2	10,531単位	105,310円～114,156円
要介護1	16,765単位	167,650円～181,732円
要介護2	19,705単位	197,050円～213,602円
要介護3	27,048単位	270,480円～293,200円
要介護4	30,938単位	309,380円～335,367円
要介護5	36,217単位	362,170円～392,592円

※実際は、金額ではなく単位で決められており、サービス事業者の所在地やサービスの種類によって1単位あたりの報酬額が異なります。上表は利用できる金額のめやすとして1単位あたりを地域区分により10円～10.84円で計算しています。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



施設サービスの費用（P24参照）

- ①利用者負担額（介護サービス費の1～3割）
 - ②居住費 ③食費 ④日常生活費
- ※①～④の金額は、要介護度・入所施設などによって異なります。

施設を利用したサービスの費用

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1～3割、食費、居住費等、日常生活費が利用者の負担となります。



利用者自己負担額の例（特養、負担割合1割、1か月（31日）の目安額）

※施設サービス費は、本人の負担割合により異なります。
 ※食費・居住費・日常生活費は施設との契約により決まります。

従来型個室

	施設サービス費	食費	居住費	日常生活費等
要介護3	23,264円	例：44,795円～ （食材料費+調理コスト相当分） ※基準費用額を基に計算しています	例：36,301円～	例：10,000円～ （歯ブラシや化粧品、理美容代等）
要介護4	25,486円			
要介護5	27,675円			

多床室

	施設サービス費	食費	居住費	日常生活費等
要介護3	23,264円	例：44,795円～ （食材料費+調理コスト相当分） ※基準費用額を基に計算しています	例：26,505円～	例：10,000円～ （歯ブラシや化粧品、理美容代等）
要介護4	25,486円			
要介護5	27,675円			

ユニット型個室

	施設サービス費	食費	居住費	日常生活費等
要介護3	25,911円	例：44,795円～ （食材料費+調理コスト相当分） ※基準費用額を基に計算しています	例：62,186円～	例：10,000円～ （歯ブラシや化粧品、理美容代等）
要介護4	28,165円			
要介護5	30,355円			

基準費用額

食費・居住費等の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

食費・居住費等の基準費用額（1日につき）

食費	居住費等			
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室
1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室の多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- 個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

利用者負担の軽減

食費、居住費・滞在費が軽減される場合があります

◆介護保険負担限度額認定 **申請が必要です**

低所得の人が経済的理由で介護保険施設の利用が困難とならないよう、食費と居住費の負担額が軽減される制度です。申請して認められた場合は、食費、居住費・滞在費は負担限度額までの負担になります。

【要件】

次の要件をすべて満たす場合は申請により、【軽減対象サービス】を下の表の利用者負担第1段階から第3段階のいずれかで利用できます。

- ①市町村民税非課税世帯であること
- ②住民票を別にしていない配偶者がいる場合、その配偶者も市町村民税非課税であること
- ③預貯金等の額が一定額以下であること

I 預貯金等の対象とするもの

預貯金、信託、有価証券、その他現金、負債（預貯金等から差し引く）

II 預貯金等の額

- ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
 - ・第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円以下
 - ・第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円以下
 - ・第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円以下
- ※40～64歳の方は、段階に関係なく、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

【軽減対象サービス】

施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

居宅サービス：短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

地域密着型サービス：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

その他のサービスは、この軽減制度の対象とはなりません。

●負担限度額〈1日につき〉

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階 ・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 合計所得金額*+課税・非課税年金収入額が 80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階① 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 合計所得金額*+課税・非課税年金収入額が 80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、 合計所得金額*+課税・非課税年金収入額が 120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

◆特例減額措置制度（ショートステイは除く） **申請が必要です**

市町村民税課税世帯で、世帯員の1人が介護保険施設等に入所し、入所に係る食費・居住費を負担した結果、居宅に残された人の生活が困難となる場合には、特例として、食費及び居住費のどちらか一方またはその両方を減額する「特例減額措置」があります。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

◆高額介護サービス費等 **申請が必要です**

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた上限額を超えたときは、申請により超えた額を支給します。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。

支給対象となる可能性がある方には、申請書を送付します。



■利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	上限額（月額）
課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）の65歳以上の人がいる世帯	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）の65歳以上の人がいる世帯	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上380万円未満（年収約383万円以上約770万円未満）の65歳以上の人がいる世帯	44,400円（世帯）
市町村民税課税世帯（上記3区分以外）	44,400円（世帯）
市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	24,600円（世帯）
●市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人	15,000円（個人）
●市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	24,600円（世帯）
生活保護受給者など	15,000円（個人）

※課税所得額については、市民税・県民税納税通知書で確認いただけます。

■支給対象者には、原則として、サービス利用月の翌々月に申請書を送付します。一度申請すると、次回以降に該当した場合は、自動的に指定の口座に支給します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

◆高額医療・高額介護合算制度 **申請が必要です**

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額を支給します。

支給対象となる可能性がある方には、申請書を送付します。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市町村民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、次の利用者負担軽減を受けられる場合があります

●社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 **申請が必要です**

●藤沢市居宅サービス等自己負担額助成 **申請が必要です**

●利用者負担減額・免除（災害など特別な事情による利用者負担の減免制度） **申請が必要です**

●介護保険制度における生活保護境界層措置 **申請が必要です**

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、基本チェックリストにより事業対象となった人や、要支援認定を受けた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」の2つで構成されています。



利用できる人

- 基本チェックリストに回答し、事業対象になった人
- 要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業

事業対象の人

要支援1・2の人

■自宅で利用するサービス

訪問型サービス

●介護予防訪問型サービス 事業対象の人、要支援1・2の人

ホームヘルパー等に訪問してもらい、日常生活での様々な介護や生活上の支援などを受けます。

	サービスの内容	利用者負担額（1割額）（1か月につき）	
I	★調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助）	週1回程度	1,275円/月
		週2回程度	2,547円/月
	★食事・入浴・排泄等の介護（身体介護）	週2回程度超（要支援2の人のみ）	4,040円/月
II	★調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助）	週1回程度	1,147円/月
		週2回程度	2,292円/月
		週2回程度超（要支援2の人のみ）	3,636円/月

●訪問型サービスA 事業対象の人、要支援1・2の人（比較的軽度な人）

市の実施する研修を修了した人等に訪問してもらい、日常生活での調理・掃除・洗濯等の日常生活上の支援（生活援助）などを受けます。

利用時間	利用者負担額（1割額）（1回につき）
30分未満	140円/回
30分以上60分未満	235円/回

※事業対象・要支援1、要支援2の人で利用できる回数に制限があります。

●訪問型サービスC 事業対象、要支援1・2の人のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な人

保健・医療の専門職による居宅での相談指導等、短期間（3か月～6か月）の集中的な支援を受けます。

内容	利用者負担額（1割額）（1回につき）
リハビリ指導	300円/回
栄養指導	
口腔指導	

■日帰りで施設に通い、利用するサービス

通所型サービス

●介護予防通所型サービス 事業対象の人、要支援1・2の人

通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、食事・入浴の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション等を日帰りで利用できます。



区分	利用者負担額（1割額）（1か月につき）	
事業対象・要支援1	週1回程度	1,763円/月
要支援2	週2回程度	3,614円/月

一般介護予防事業（65歳からの健康づくり）

利用対象：65歳以上のすべての人

●介護予防事業とは

介護予防事業とは、「要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減をめざす」ための事業です。

フレイル★1予防に関する講座	介護予防の基本的知識を持ってもらうため、運動、低栄養予防、口腔機能低下予防等を学ぶ講座を開催しています。 事業の内容、日程、申込方法等は広報ふじさわまたは高齢者支援課へお問い合わせください。
地域団体への講師派遣	健康づくりや介護予防に関心のある人（おおむね10人以上）を対象に、専門職を派遣し、お口の健康や低栄養の予防、ロコモティブシンドローム★2の予防、フレイル予防等健康講座を行います。 ※実施希望時期の3か月前までにご相談ください。
いきいき運動グループ（介護予防運動自主活動団体）	「いきいき運動グループ」とは、住民が主体的となり、身近な公園などで体操を行っているグループです。具体的な活動内容については、高齢者支援課へお問い合わせください。
地域の縁側（介護予防特化型）	高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、運動を主体としたプログラムを実施しています。

★1 フレイルとは、筋力・認知機能・社会とのつながりなどの低下した状態

★2 ロコモティブシンドロームとは、加齢に伴う筋肉低下や関節等の病気で運動器の機能が弱まった状態（通称：ロコモ）

